

飛鳥山公園の魅力向上事業における
認定公募設置等計画の変更について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第五条の六第 1 項の規定により、公募設置等計画の変更を次のように認定した。

令和 4 年 8 月 1 日

東京都北区長 花川 與惣太



| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 認定計画提出者 | 大日本 C・アメニス・内藤 H・ 東京北区観光協会グループ |
| 認定した日 | 令和 4 年 8 月 1 日 |
| 認定の有効期間 | 、工事着手日から 20 年間 |
| 指定した公募対象施設の 場所 | 飛鳥山公園内指定場所 (次頁参照) |